

採卵鶏における一般的衛生管理マニュアル

素畜（雛）・飼料

素雛の受け入れマニュアル

【管理基準】

- 1 入雛準備を適切に実施していること。
- 2 鶏舎等、舎内環境に異常がないこと。
- 3 雛は、サルモネラ検査を定期的に行っている種鶏場由来の雛で、その検査結果が添付されていること。
- 4 搬入時、雛は臨床的に異常がなく、異常雛及び死亡雛の割合が1%以下であること。
- 5 搬入する雛に輸送中によるストレスがかかっていないこと。
- 6 車輦及び輸送箱は、雛の積み込み前に洗浄・消毒が実施されていること。
- 7 車輦消毒施設の準備が適切に実施されていること。

【作業手順】

- 1 担当者は、入雛の準備（特に温度管理）が適切に実施しているか確認するとともに、異常がある場合は、入雛までに適切に改善する。
- 2 担当者は、雛到着日の舎内環境に異常がないことを確認するとともに、異常がある場合は、入雛までに適切に改善する。
- 3 改善されない場合は責任者に報告して、その措置を検討する。
- 4 責任者の判断により、入雛延期等の措置を決定する。
- 5 担当は受け入れ（入雛）に立ち会い、入雛羽数（購入、スペア）予定量と合致しているか確認するとともに、孵化日（当日搬入、翌日搬入）、種鶏週齢、ワクチネーション、雛の体重（任意抽出）、到着状況（枯れ、ムレ、ヘそ締まり、着死亡羽数）、搬入車輦、輸送箱等を総合的にチェックする。
- 6 輸送車輦及び輸送箱等に下痢便が多数付着している場合は、入雛した雛全羽について「尻汚れ」を確認する。
- 7 その結果、異常がないものはチックガード内へ開放し、異常がある場合は、責任者に報告してその措置を検討する。
- 8 責任者の判断により、「入雛の中止」あるいは異常鶏の除去等の措置を決定し、種鶏場にその旨を連絡する。
- 9 担当者は、雛到着日の管理が適切に実施しているか確認するとともに、異常がある場合は、速やかに改善する。
- 10 定期的に入雛した雛の細菌検査を実施し、管理基準を逸脱する場合は種鶏場に改善を指示すると同時に当該ロットを返却する。

- 11 担当者は、糞の搬入作業終了後、輸送車両を洗浄・消毒すると同時に、輸送箱を適切に処分（焼却等）する。
- 12 以上の結果を導入管理記録及び細菌検査記録等に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 13 この記録は 年間保管する。

飼料受け入れマニュアル

【管理基準】

- 1 飼料タンク又は保管庫は、飼料搬入前に清掃されていること。
- 2 飼料運搬車両は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。
- 3 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。
- 4 異物が認められないこと。
- 5 搬入する飼料は、サルモネラ検査を定期的実施している工場由来の飼料でその結果が添付されていること。
- 6 配合されている飼料添加物又は飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握していること。

【作業手順】

- 1 飼料搬入前に飼料タンク及び保管庫を適切に清掃する。
- 2 車両消毒施設を準備をするとともに、入庫時に車両を洗浄・消毒する。
- 3 担当者は受け入れに立ち会い、入荷予定量と合致しているか確認するとともにブランド、表示、日付け（ロット番号）、衛生証明、異物及び袋詰めの場合は包装の外観を総合的に判断する。
- 4 バラで購入する場合及び袋に破損や汚れがある場合は、飼料搬入時に外観、色、風味品質等をチェックする。
- 5 その結果、異常のないものを搬入する。
- 6 異常がある場合は、責任者に報告して、その措置を決定する。
- 7 責任者の判断により、返品あるいは異常部分の除去等の措置を決定し、飼料メーカー等に連絡する。
- 8 定期的に飼料の種類ごとに細菌検査を実施し、管理基準を逸脱する場合は飼料メーカーに改善を指示すると同時に当該ロットを返却する。
- 9 異常の結果を飼料受け入れ記録及び細菌検査記録等に担当者が記録し、責任者に報告する（飼料の表示表を保管する）。
- 10 この記録は 年間保管する。

飼料保管マニュアル

【管理基準】

- 1 適切な飼料の購入計画について決定されていること。
- 2 飼料は、カビ等に汚染されていないこと。
- 3 飼料中の成分（タンパク質及び脂質等）は、変質（変敗）していないこと。
- 4 ビタミンプレミックス等の添加物（剤）等は、冷暗所に保存すること。
- 5 保管庫でネズミ及びネズミの糞等が確認されないこと。

【作業手順】

- 1 責任者は、飼料の購入計画を担当者に連絡する。
- 2 担当者は、カビ等の汚染防止対策を実施するとともに、汚染の可能性がある場合は、責任者に報告する。
- 3 責任者は、汚染の可能性がある飼料を担当者に採取させ、検査機関に送付する。
- 4 その結果、異常がある場合は、当該ロットの飼料の給与を直ちに中止するとともに、新たな飼料を購入する。
- 5 担当者は、タンパク質及び脂質の変敗を防止するために、タンク等に暑熱対策を実施し、定期的に保管庫内の温度を測定する。変敗の可能性がある場合は、責任者に報告する。
- 6 責任者は、変敗の可能性がある場合は、官能検査をする。
- 7 その結果、異常がある場合は、その後の措置を決定する。
- 8 ビタミンプレミックスは、保管庫内の冷暗所に直接床に置かず、パレットやスノコ等の上で保存する。
- 9 担当者は、ネズミ駆除を定期的に保管庫で実施する。ネズミによる飼料汚染の可能性のある場合は、責任者に報告する。
- 10 責任者は、汚染の可能性がある飼料を担当者に採取させ、官能検査をするとともに、検査機関に送付する。
- 11 その結果、異常がある場合は、当該ロットの飼料の給与を直ちに中止するとともに、新たな飼料を購入する。
- 12 以上の結果を飼料保管記録に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 13 この記録は 年間保存する。

畜産資材（薬剤・敷料）受け入れ・保管マニュアル

【管理基準】

- 1 薬剤
 - (1) 保管庫は、整理・整頓されていること。
 - (2) 運搬車輛は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。
 - (3) 包装に異常がないこと。

- (4) 低温流通品は適切に冷蔵されていること。
- (5) 購入薬剤の有効期限は十分に確保されていること。

2 敷料

- (1) 保管庫は、搬入前に清掃されていること。
- (2) 運搬車両は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。
- (3) 敷料の外観、色及び品質に異常がないこと。
- (4) 異物が認められないこと。
- (5) 敷料にはカビの発生が認められないこと。

【作業手順】

- 1 保管庫を整理・整頓（清掃）する。
- 2 車両消毒施設の準備をするとともに、入庫時に車両を洗浄・消毒する。
- 3 担当者は受け入れに立ち会い、入荷予定量と合致しているか確認するとともにブランド、表示、日付け（ロット番号）、異物及び袋詰めの場合は包装の外観を総合的に判断する。
- 4 バラで購入する場合及び袋に破損や汚れがある場合は、搬入時に外観、色、品質等をチェックする。
- 5 その結果、異常のないものを搬入する。
- 6 異常がある場合は、責任者に報告して、その措置を決定する。
- 7 責任者の判断により、返品あるいは異常部分の除去等の措置を決定し、販売店等に連絡する。
- 8 異常の結果を資材受け入れ記録及び受け払い簿等に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 9 この記録は 年間保管する。

施設的设计等の要件・保守・衛生管理

施設・設備などの衛生管理マニュアル

1 施設の立地環境

(1) 立地

- ・ 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- ・ 上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- ・ 排水処理が容易な場所であること。

(2) 周囲

- ・ 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、整地されていること。
- ・ 施設の敷地内は、虫が発生しにくいように整理、整頓されていること。

2 施設の構造、施設・設備の衛生管理及び保守点検

(1) 施設（又は設備）の構造、衛生管理

- ・ 施設は、鶏舎、飼料保管施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設、付帯施設が、鶏が衛生的に飼育できるように、配置されていること。
- ・ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。

鶏舎

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- ・ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 清掃は、毎日行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

飼料保管施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 飼料の搬入は、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- ・ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 清掃は、定期的に行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

堆肥保管施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設や鶏舎から十分隔離されていること。
- ・ 内壁、床は、耐久性のある材質のものであること。
- ・ 床は、不浸透性の材質のものであること。
- ・ 施設は、堆肥を雨、風等から防ぐもので覆うものを有していること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 汚水漏えい等の確認は、定期的に行うこと。
- ・ 汚水漏えい等を確認した者は、記録すること。

廃棄物保管施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設や鶏舎から十分隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。
- ・ 内壁、床は、耐久性のある材質のものであること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。
- ・ 各施設で発生する廃棄物は、ポリ袋等、収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 清掃は、定期的に行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

付帯施設・設備

ア 車輦消毒施設

(ア) 構造の要件

- ・ 施設は、車輦を消毒する消毒槽、車輦全体を消毒する噴霧器等を有していること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 噴霧器、消毒液が常備されていること。
- ・ 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。

イ 手洗い設備

(ア) 構造の要件

- ・ 設備は、流水式受水槽又は手洗い消毒槽が設けられていること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 石鹸、タオル、消毒液が常備されていること。
- ・ 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- ・ 受水槽又は手洗い消毒槽の清掃は、毎日行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

ウ 靴殺菌（消毒）設備

(ア) 構造の要件

- ・ 靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 消毒液が常備されていること。
- ・ 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- ・ 消毒槽の清掃は、毎日行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

エ 給水設備

(ア) 構造の要件

- ・ 貯水槽を設置した場合は、不浸透性の材質で造られていること。
- ・ 井戸水を使用する場合は、消毒（浄化）装置が備えられていること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 井戸水を使用する場合は、年1回以上、水質検査（色、臭い、細菌検査）を実施すること。
- ・ 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。
- ・ 貯水槽を清掃した者は、清掃したことを記録すること。

オ 排水設備

(ア) 構造の要件

- ・ 排水溝は、蓋があって平滑に造られていること。
- ・ 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
- ・ 排水溝は、外への出口には、防鼠等、衛生害虫防除のため、網等が備えられていること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 排水溝は、悪臭が感じられないこと。
- ・ 排水溝は、定期的に清掃すること。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

カ 照明設備

(ア) 構造の要件

- ・ 照明灯は、鶏舎及び作業員更衣室においては、150ルクス以上の照度が保持されていること。
- ・ 飼料保管施設、廃棄物保管施設、トイレにおいては、80ルクス以上の照度が保持されていること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。
- ・ 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

キ 換気、空調装置

(ア) 構造の要件

- ・ 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- ・ 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- ・ 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

ク 防虫、防鼠設備

(ア) 構造の要件

- ・ 鶏舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、鼠、衛生害虫等などから防ぐ構造となっていること。
- ・ 各施設の吸気口、排気口に防虫ネットを備えること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 施設の敷地内は、鼠等、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがないこと。
- ・ 鼠等、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。

ケ 洗浄剤、殺菌剤、薬剤保管設備

(ア) 室温保管設備

a 構造の要件

- ・ 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
- ・ 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。

b 衛生管理の要件

- ・ 洗浄剤、殺菌剤、薬剤の搬入は、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- ・ 設備内は、清掃しやすいように、整理・整頓され収納されていること。

(イ) 冷蔵保管設備

a 構造の要件

- ・ 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、所定の温度管理ができる設備であること。

b 衛生管理の要件

- ・ 洗浄剤、殺菌剤、薬剤の搬入は、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- ・ 設備内は、清掃しやすいように、整理・整頓され収納されていること。

コ 作業員更衣室

(ア) 構造の要件

- ・ 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- ・ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ 更衣室は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 清掃は、定期的に行うこと。

- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

サ トイレ

(ア) 構造の要件

- ・ トイレには、手洗い設備が備えられていること。

(イ) 衛生管理の要件

- ・ トイレは、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。

集卵施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。
- ・ 内壁、床面は、平滑な材質のものであること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜行うこと。
- ・ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 清掃、温度管理は、毎日行うこと。
- ・ 清掃、温度管理した者は、清掃、温度管理したことを記録すること。

包装施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。
- ・ 内壁、床面は、平滑な材質のものであること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜行うこと。
- ・ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 清掃は、定期的に行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

卵の保管施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。
- ・ 内壁、床面は、平滑な材質のものであること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜行うこと。
- ・ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 清掃は、定期的に行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

(2) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管

施設の管理担当者は、構造の要件及び衛生管理の要件を定期的に点検すること。

施設の管理担当者は、点検の都度その結果を記録するとともに、構造の要件及び衛生管理の要件が適正でないとは判断した場合は、施設の管理責任者に報告すること。

施設の担当責任者は、構造の要件及び衛生管理の要件を適正な状態に修復すること。

衛生管理の記録及び保守点検の記録は、 年間保管すること。

3 機械・器具の衛生管理及び保守点検

(1) 装置（用具など）の衛生に関わる一般条件

- ・ 機械・器具は、錆が発生しにくい材質のものであること。
- ・ 機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ・ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

(2) 衛生管理及び保守点検マニュアル

給餌器

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

ケージ

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

飼料かくはん器

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

消毒器

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

集卵ベルト

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

検卵機器

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

選別機器

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

トレイ

- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

(3) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管

機械・器具の管理担当者は、構造の要件及び衛生管理の要件を定期的に点検すること。

機械・器具の管理担当者は、点検の都度その結果を記録するとともに、構造の要件及び衛生管理の要件が適正でないと判断した場合は、機械・器具の管理責任者に報告すること。

機械・器具の担当責任者は、構造の要件及び衛生管理の要件を適正な状態に修復すること。

衛生管理の記録及び保守点検の記録は、年間保管すること。

洗浄・消毒マニュアル

【管理基準】

- 1 予備消毒後、塵埃がでないこと。
- 2 搬出する器具に、有機物が付着していないこと。
- 3 水洗で除去可能なレベルまで、堆積物を搬出すること。
- 4 鶏舎周辺に羽毛等の飛散がないこと。
- 5 鶏舎・器具を修繕し、破損箇所がないこと。
- 6 鶏舎の水洗は徹底して行い、有機物の残存がないこと。
- 7 本消毒は適切な消毒薬を2剤選択し、適切な濃度・使用法で実施すること。
- 8 乾燥後に水たまり等が確認されないこと。
- 9 石灰が塗布されていること。
- 10 敷料は適切な場所に保管され、カビ等が発生していないこと。
- 11 搬入する器具は、サルモネラの汚染がないこと。
- 12 消毒等の毒性による作業従事者の安全性を確保すること。

【作業手順】

- 1 責任者は、空舎期間及び作業実施手順を決定し、担当者に連絡する。
- 2 担当者は、作業従事前に専用の衣服・履物に交換するとともに、防護マスク等を装着する。
- 3 担当者は、指示に従い清掃及び消毒作業を実施する。
 - 堆積物及び器具に消毒をロータリースプレー等で床面に散布し、一晩放置する。
 - 水洗可能な給餌器等については、高圧洗浄機等を用いて水洗、消毒する。水洗できない器具等については、消毒薬に浸した布等により拭き取る。
 - ローダー等で十分に堆積物を除去する。
 - 堆積物除去後に、鶏舎の付近を清掃する。
 - 堆積物除去後に、鶏舎の壁、天井、床面のコンクリート、換気施設・自動給餌器等をくまなく観察し、破損個所がないか点検するとともに、破損等がある場合は修繕する。
 - 高圧洗浄器で水洗する。
 - 消毒薬を適切な濃度・使用方法で薬剤を交換して2回実施する。またこの段階でコクシジウム症発生農家ではオルソ剤を散布する。
 - 床に水たまりがないよう、十分に乾燥させる。
 - 消石灰液を床面に均一に散布する。
 - 搬入する敷料は適切に保管されており、搬入後、敷料に消毒薬を浸し、器具等については、搬入前に、消毒薬を噴霧する。
- 4 担当者は、管理基準を逸脱した場合は、責任者に報告し、その措置を決定する。
- 5 以上の結果を施設設備管理記録及び洗浄・消毒チェック表に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 6 この記録は 年間保管する。

衛生動物駆除マニュアル

【管理基準】

- 1 鶏舎周辺の環境整備が整っていること。
- 2 鶏舎の天井、壁等の補修ができていること。
- 3 排水口等は、ネズミが侵入しない構造になっていること。
- 4 鶏舎周辺の野鳥の巣は除去し、周辺を消毒すること。
- 5 鶏舎及び鶏舎周辺に生息する衛生動物を把握した、駆除プログラムができていること。
- 6 鶏糞は適切に処理され、乾燥していること。
- 7 鶏舎内に飼料及び飲水の飛散がないこと。

【作業手順】

- 1 担当者は、鶏舎周辺の環境整備を入雛前に実施するとともに、入雛後は定期的に点検・整備する。
- 2 担当者は、鶏舎の補修を入雛前に実施するとともに、入雛後は定期的に点検・補修する。
- 3 担当者は、鶏舎開口部の排水口等に設置されている金網等について、破損がないか並びに鶏舎周辺に野鳥の営巣場所がないか定期的に点検し、破損等があった場合は適正に補修する。
- 4 責任者は、駆除プログラムを決定し、担当者に連絡する。
- 5 担当者は、駆除プログラムに沿って、確実に実施する。
- 6 担当者は、農場内の衛生動物を毎日確認し、異常がある場合は責任者に報告する。
- 7 責任者は、異常の内容を正確に把握するとともに改善策を決定し、その旨を担当者に連絡する。
- 8 担当者は、指示に従い改善策を実行する。
- 9 担当者は、鶏糞が適正に処理されているか毎日確認し、適正に処理されていない場合は、改善策を講じる。
- 10 担当者は、鶏舎内に飼料等が飛散し汚れていないか毎日確認し、汚れがある場合は、改善策を講じる。
- 11 以上の結果を施設設備管理記録及び飼育管理記録に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 12 この記録は 年間保管する。

廃棄物（敷料（糞）・死体）処理マニュアル

【管理基準】

- 1 敷料（糞）
 - （1）堆肥舎周辺の環境が整備されていること。
 - （2）汚水が地下浸透しないような構造であること。
 - （3）雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
 - （4）悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
 - （5）定期的な保守点検が行われていること。
 - （6）良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。
 - （7）堆肥の流通が確保されていること。
- 2 死体
 - （1）保管施設周辺の環境が整備されていること。
 - （2）悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
 - （3）腐敗しないよう保管されていること。
 - （4）定期的に清掃・消毒されていること。

(5) 定期的に化製場等で処理されていること。

【作業手順】

- 1 担当者は、施設周辺の環境整備を入雛前に実施するとともに、入雛後は定期的に点検・整備する。
- 2 担当者は、施設の補修を入雛前に実施するとともに、入雛後は定期的に点検・補修する。
- 3 担当者は、施設開口部の排水口等に設置されている金網等について、破損がないか並びに鶏舎周辺に野鳥の営巣場所がないか定期的に点検し、破損等があった場合は適正に補修する。
- 4 責任者は、処理方法を決定し、担当者に連絡する。
- 5 担当者は、処理方法に沿って、確実に実施する。
- 6 担当者は、異常がある場合は責任者に報告する。
- 7 責任者は、異常の内容を正確に把握するとともに改善策を決定し、その旨を担当者に連絡する。
- 8 担当者は、指示に従い改善策を実行する。
- 9 以上の結果を施設設備管理記録及び廃棄物処理記録に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 10 この記録は 年間保管する。

家禽の取り扱い

健康管理マニュアル

【管理基準】

- 1 飼養鶏に尻汚れ、脚弱、異常呼吸音、異常歩行及び臨床症状の異常がみられないこと。
- 2 飼育日齢にあった温度・湿度・換気管理ができていること。
- 3 飼育日齢及び温度（室温）にあった換気管理ができていること。
- 4 飼育日齢にあった飼育面積が確保されていること。

【作業手順】

- 1 責任者は、飼養鶏及び季節にあった飼料給与プログラム及び農場の疾病浸潤状況を勘案したワクチンプログラムを設計し、担当者に連絡する。
- 2 責任者は温度管理基準、湿度管理基準及び換気管理基準を作成し、担当者に連絡する。
- 3 担当者は、飼育室を毎日観察し、異常鶏及び死亡鶏の有無を観察するとともに、温度・湿度・換気量を測定する。
- 4 異常鶏及び死亡鶏があった場合は、速やかに除去（隔離）するとともに、その旨責任者に報告する。
- 5 責任者は、異常鶏及び死亡鶏を観察し、病性鑑定又は細菌検査を実施するかどうか決定するとともに、検体を検査機関に送付する。
- 6 その結果、投薬の必要がある場合は、薬剤（ワクチン・抗菌性物質等）投与マニュアルに従い実施する。
- 7 温度・湿度及び換気量に異常があった場合は、速やかに応急措置を講じるとともに、責任者に報告する。
- 8 責任者は、担当者から異常の原因を聴取し、適切な温度・湿度及び換気量を確保するための改善策を講じる。
- 9 担当者は、飼料及び飲水が適切に給与されているかどうか毎日確認するとともに、異常があった場合は、責任者に報告する。
- 10 責任者は改善策を講じるとともに、飲水がサルモネラ汚染の可能性がある場合は、担当者に検体を採取させ、検査機関に送付する。
- 11 その結果異常がある場合は、飲水を塩素消毒する。
- 12 チックガードを使用している場合担当者は、発育に応じた床面積を確保できるようチックガードを調整する。
- 13 以上の結果を飼育管理記録、病性鑑定記録及び細菌検査記録に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 14 この記録は 年間保存する。

薬剤（ワクチン・抗菌性物質等）投与マニュアル

【管理基準】

- 1 抗菌性物質製剤等を添加する場合は、管理獣医師等に相談の上、投与薬剤及び投与プログラムを決定し、投与鶏群の鶏舎入口等に製剤名、濃度、投与期間及び出荷制限期間等を表示すること。
- 2 要指示薬・使用規制対象医薬品を投与した場合は、指示書等を適切に保管すること。
- 3 ワクチンは、適切なプログラムにより、用法・用量どおり接種（投与）すること。

【作業手順】

- 1 責任者は、管理獣医師に相談の上、農場の疾病浸潤状況を勘案したワクチンプログラムを設計し、担当者に連絡する。
- 2 投薬の必要がある場合、責任者は、管理獣医師と相談の上、投与薬剤及び投与プログラムを決定し、担当者に連絡する。
- 3 担当者は、投与プログラムに応じ対象鶏群に適量を投与（給与）するとともに、投与鶏群の入口等に、製剤名、濃度、投与期間及び出荷制限期間等を表示する。
- 4 責任者は、管理獣医師等から指示された薬剤が、要指示薬・使用規制対象医薬品である場合は、指示書を投与プログラムとともに適切に保管する。
- 5 担当者は、ワクチンプログラムに応じてワクチン接種（投与）を実施し、ワクチン接種（投与）により、飼育鶏が異常（接種反応等）を示した場合は責任者に報告する。
- 6 責任者は、異常を呈した飼育鶏を確認するとともに、管理獣医師に相談の上、対策を講じる。
- 7 以上の結果を抗菌性物質投与記録に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 8 この記録は 年間保存する。

(参 考)

採卵鶏のワクチネーションプログラム (例)

| | | | |
|-------------------|------------------------------|--------------|---------|
| 1 ニューカッスル病 | 第1回 | 1 ~ 4 日齡 | 生ワクチン |
| | 第2回 | 14 日齡 | " |
| | 第3回 | 28 日齡 | " |
| | 以後、2 ~ 3 か月毎に生・不活化ワクチン | | |
| 2 伝染性気管支炎 | 第1回 | 1 ~ 14 日齡 | 生ワクチン |
| | 第2回 | 28 日齡 | " |
| | 以後、必要に応じて2 ~ 3 か月毎に生・不活化ワクチン | | |
| 3 鶏痘 | 第1回 | 7 ~ 14 日齡 | 生ワクチン |
| | 第2回 | 90 日齡 | 生ワクチン |
| 4 伝染性コリザ | 第1回 | 30 ~ 60 日齡 | 不活化ワクチン |
| | 第2回 | 60 ~ 120 日齡 | 不活化ワクチン |
| 5 伝染性喉頭気管炎 | 第1回 | 0 日齡 | 生ワクチン |
| | または | 21 日齡 | " |
| | 第2回 | 70 ~ 90 日齡 | " |
| 6 マイコプラズマ・ガリセプチカム | 第1回 | 60 ~ 90 日齡 | 不活化ワクチン |
| | 第2回 | 90 ~ 120 日齡 | 不活化ワクチン |
| 7 伝染性ファブリキウス嚢病 | | 14 ~ 28 日齡 | 生ワクチン |
| 8 鶏脳脊髄炎 | | 90 ~ 110 日齡 | 生ワクチン |
| 9 産卵低下症候群 | 第1回 | 60 ~ 80 日齡 | 不活化ワクチン |
| | 第2回 | 120 ~ 140 日齡 | 不活化ワクチン |
| 10 マレック病 | | 0 日齡 | 生ワクチン |

飼料給与マニュアル

【管理基準】

- 1 適切な飼料設計について決定されていること。
- 2 農場で飼料添加物を追加する場合は、飼料内に均一に混和すること。
- 3 飼料等添加物等は用法・用量どおりに給与されていること。
- 4 入雛後、1週間間隔で体重測定を実施すること。

【作業手順】

- 1 責任者は、種鶏及び飼養環境にあった適切な飼料設計を決定し、担当者に連絡する。
- 2 担当者は、添加する（している）飼料添加物等の用法・用量を確認し、給与期間を考慮した上で、飼料への混和量を決定するとともに、休薬期間等が設定されている場合は、投与鶏群の入口等にその旨を表示する。
- 3 担当者は、農場内で飼料添加物等を追加する場合は、攪拌機等を用いて添加物等が均一になるよう十分に攪拌する。
- 4 担当者は、入雛後1週間間隔で無作為に抽出して体重を測定し、平均値、標準偏差及び変動係数を算出するとともに、計測値が鶏種の標準発育に適合しているか確認する。適合していない場合は、責任者に報告する。
- 5 責任者の判断により、以後の措置を決定し担当者に連絡する。
- 6 以上の結果を飼育管理記録等に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 7 この記録は 年間保存する。

集卵・卵の分別マニュアル

【管理基準】

- 1 集卵器具が正常に作動するかどうか確認し、準備を適切に実施していること。
- 2 作業者は、作業する前に手指等の洗浄・消毒を実施すること。
- 3 トレイ及びコンテナは、作業後、洗浄・消毒すること。
- 4 集卵器具は、定期的に点検し、洗浄・消毒すること。
- 5 食用不適卵（腐敗卵、かび卵、異物混入卵、重度破卵、みだれ卵及び孵化中止卵）、破卵、重度汚卵、軟卵等と正常卵を区別すること。

【作業手順】

- 1 担当者は、集卵器具等の卵受けに埃がたまっていないかどうか確認する。
- 2 担当者は、集卵する前後に手指の消毒を行う。または、使い捨ての手袋を使用する。
- 3 手集卵の場合は、1日4回以上集卵する。
- 4 自動集卵の場合は、集卵ベルトを動かす前に鶏舎内を巡回して死亡鶏、衰弱した鶏を除去し、また、ケージ等に卵が引っかかっているか点検・確認する。
- 5 汚卵・破卵・ひび割れ卵などは、正常卵と区別して取り扱う。
- 6 集卵時にC級破卵・C級汚卵を分別する。
- 7 卵トレイ及びコンテナなどは常に清潔にし、消毒したものを使用する。
- 8 以上の結果を集卵分別記録等に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 9 この記録は 年間保存する。

洗卵・検卵マニュアル

【管理基準】

- 1 自動洗卵器具が正常に作動するかどうか確認し、準備を適切に実施していること。
- 2 作業者は、作業する前に手指等の洗浄・消毒を実施すること。
- 3 洗卵水は、ワンウェイ式では45～60℃、循環式では卵内温度より6.7℃以上高い温水で実施すること。
- 4 循環式で使用する洗卵水は、頻繁に交換すること。
- 5 洗卵水は、50～200ppmの次亜塩素酸ソーダを使用すること。
- 6 検卵は、検卵責任者を定め実施すること。また、機械により検卵を行う場合は、検卵責任者が検卵状況を把握すること。
- 7 検卵は、透過光線、その他正常卵と破卵等を的確に選別できる方法を用いて行うこと。

【作業手順】

- 1 洗卵前に、重度汚卵、C級破卵、D級破卵は除去すること。
- 2 洗卵は、飲用適の水を用い、原則として流水式で行うこと。なお、洗浄水を循環させる場合にあっては、一度循環水を加熱した上で使用すること。
- 3 洗卵に用いるブラシは、清潔なものであること。
- 4 洗浄水の温度は、30 以上、かつ原料卵の温度より5 以上（8 以下で保存された原料卵については、原料卵の温度より5 以上）高くすること。
- 5 すすぎ水は、50～200ppmの次亜塩素酸ソーダ又はこれと同等以上の効果を有する殺菌剤を用いるとともに、その水温は洗浄水温より5 以上高くすること。
- 7 検卵は、確実に正常卵と破卵、気室の深さ、異物混入の有無等を選別できる早さで行うこと。
- 8 検卵にあたっては、原料卵を下記に掲げる区分に基づき、選別すること。
 - (1) 正常卵
 - (2) A級破卵：透過光線により発見されるひびがみられるもの
 - (3) B級破卵：卵殻が破れているが卵殻膜は破れていないもの
 - (4) C級破卵：卵殻及び卵殻膜が破れているもの
 - (5) D級破卵：卵殻膜が破れ液漏れしているもの
 - (6) 汚卵：糞又は卵液で汚染しているもの
 - (7) 軟卵：卵殻が未熟なもの
- 9 A級～C級破卵及び軟卵は、液卵又は加工用として出荷すること。
- 10 D級破卵は、食用にしないこと。
- 11 以上の結果を洗卵、検卵記録等に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 12 この記録は 年間保存する。

家畜の運搬・出荷畜の情報収集

卵の保管・出荷マニュアル

【管理基準】

- 1 保管場所は、整理整頓され、清掃・消毒も定期的に行うこと。
- 2 保管場所の温度管理を適切に行っていること。
- 3 貯卵用室は、貯卵に適する温度・湿度に管理すること。
- 4 包装・保管場所でネズミ等衛生害虫が確認されないこと。
- 5 出荷に使用する段ボール等は、きれいなものを使用すること。
- 6 出荷に使用する車輛は、事前に洗浄・消毒されていること。

【作業手順】

- 1 出荷前の卵は、鶏舎から離れた場所で保管し、保管場所は、衛生動物・害虫が進入しないようにする。
- 2 保管場所は、外気温と比較しながら、卵に結露がつかない程度に温度調節する。
- 3 流通過程で温度を保てる場合は、保冷室（10℃以下）が望ましい。
- 4 担当者は、車輛消毒施設を準備するとともに、車輛等、事前に洗浄・消毒が実施されていることを確認する。
- 5 保管期間は、なるべく短くする。
- 6 先出し出荷を心掛け、出荷卵毎に産卵日、農場名等を表示する。
- 7 以上の結果を保管記録等に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 8 この記録は、年間保存する。

ヒト（従事者）の衛生・教育・訓練

従事者の衛生管理マニュアル

1 鶏の搬入及び鶏舎内での作業に従事する者

【管理基準】

- (1) 従事者は、1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、消化器系疾患についての健康診断を受けること。
- (2) 従事者が次の状態にある時は、飼養管理に従事しないこと。
従事者又はその同居者がサルモネラによる下痢を発症している時又は、保菌している疑いがある時。
従事者又はその同居者が原因不明の下痢を発症している時。
従事者が、伝染病及びその他の疾病を発症している時。
- (3) 従事者が次に定める場合は、必ず手指を洗浄すること。
作業前
用便後
細菌に汚染された器具等に接触した場合
鶏体に接触した場合
作業終了後
- (4) 従事者は、作業中には衛生的で清潔な、頭髪を覆う帽子（頭巾）、作業用の衣服、履物を着用すること。また、履物は鶏舎毎に履き替えるか、鶏舎外に設置した踏込消毒槽等で十分に消毒・殺菌を実施すること。その他、着用する前掛け、手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを着用すること。
- (5) 従事者は、鶏舎内を出入りする場合は、鶏舎内に設置された踏込消毒槽等で、履物を十分に消毒すること。
- (6) 従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、ガムを噛むことなど衛生上、不衛生な行為を行わないこと。

【記録】

- (1) 健康診断結果については、一括して年間保管すること。
- (2) 従事者の健康状態については、毎日作業前に各人に確認し、その記録を年間保管すること。
- (3) 従事者の帽子、衣服、履物などについては、毎日作業前に各人の着用状態を点検すること。
- (4) 従事者の手指の洗浄、殺菌状況については定期的に確認し、その結果を年間保管すること。

2 卵の出荷に従事する者

【管理基準】

- (1) 従事者が次の状態にある時は、飼養管理に従事しないこと。
従事者がサルモネラによる下痢を発症している時。
従事者が原因不明の下痢を発症している時。
従事者が、伝染病及びその他の疾病を発症している時。
- (2) 従事者は、作業前及び作業後に必ず手指を洗浄すること。
- (3) 従事者は、作業中には衛生的で清潔な、頭髪を覆う帽子(頭巾)、作業用に衣服、履物を着用すること。また、履物は鶏舎毎に履き替えるか、鶏舎外に設置した踏込消毒槽等で十分に消毒・殺菌を実施すること。その他、着用する前掛け、手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを着用すること。
- (4) 従事者は、鶏舎内を出入りする場合は、鶏舎内に設置された踏込消毒槽等で、履物を十分に消毒すること。
- (5) 従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、ガムを噛むことなど衛生上、不衛生な行為を行わないこと。

【記録】

- (1) 従事者の健康状態については、作業前に各人に確認し、その記録を 年間保管すること。
- (2) 従事者の帽子、衣服、履物などについては、作業前に各人の着用状態を点検すること。
- (3) 従事者の手指の洗浄、殺菌状況については確認し、その結果を 年間保管すること。

従事者の教育及び管理マニュアル

1 教育・訓練

(1) 教育・訓練プログラム

新規就労者

- ・ 農場の衛生管理に関する基本方針
- ・ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ・ 施設、設備の構造と一般的衛生管理法
- ・ HACCPの概論
- ・ 実施しているHACCPの具体的な危害とその防止措置等
- ・ 雛、畜産資材の衛生的な取扱い方
- ・ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ・ サルモネラに関する基礎知識

導入前からの就労者

- ・ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論

- ・ HACCPの概論
 - ・ 実施しているHACCPの具体的な危害とその防止措置等
 - ・ 雛、畜産資材の衛生的な取扱い方
 - ・ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
 - ・ 一般衛生管理マニュアルの熟知
 - ・ サルモネラ対策指針
- アルバイト・パートタイム
- ・ 農場の衛生管理に関する基本方針
 - ・ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
 - ・ 作業担当部門の一般衛生管理マニュアルの習得

(2) 記録

- ・ 従事者が受けた教育・訓練の履歴を各人毎に記録し、年間保管すること。
- ・ その記録には教育・訓練名、実施日時、教育・訓練の目的及び内容などが示されていること。

衛生管理総括表（採卵鶏）

危害因子：サルモネラ、抗菌性物質の残留

| 管理区分 | 作業工程 | 危害要因 | 防止措置 | CCP | 管理基準 | モニタリング方法 | 改善措置 | 検証方法 | 記録文書 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------|
| 導入 | オール・オール時の 鶏舎の洗浄・消毒 (予備消毒) (器具の搬出) (堆積物の搬出) (鶏舎周囲環境整備) (鶏舎・器具の点検) (水洗) (本消毒) (乾燥) (石灰消毒) (敷料・器材の搬入) | 消毒薬の噴霧不足 器具のサルモネラ汚染 堆積物の搬出不足 清掃不足 鶏舎・器具の破損 有機物残存 サルモネラの生存 乾燥不足 サルモネラの生存 サルモネラの持ち込み サルモネラの再汚染 | 「洗浄・消毒マニュアル」の遵守 (参考) 【採卵養鶏場におけるサルモネラ対策指針】 (社)日本養鶏協会 P4～6 B 農場の衛生管理 1. 鶏舎施設・器具機材などの清掃と消毒 | ccp 1 | 塵埃がでない 有機物が付着してない 水洗で容易に除去可能なレベル 羽毛・糞便・埃等がない 破損個所がない 有機物が残存してない 適切な濃度・使用方法 水たまり等がない 0.3kg/m ² 以上の塗布 サルモネラ汚染がない 適切な保管 適切な消毒 | 目視検査 目視検査 目視検査 | 再噴霧 再清掃・再消毒 再搬出・再清掃 再清掃 再修理 再水洗 再消毒 乾燥継続 再塗布 購入先の変更 保管場所の清掃・消毒 再消毒 | 洗浄・消毒チェック表の確認 施設設備管理記録確認 細菌検査 細菌検査 | 洗浄・消毒チェック表 施設設備管理記録 |
| | 素雑の搬入 | 素雑のサルモネラ汚染 素雑の異常 | 「素雑の受け入れマニュアル」の遵守 素雑のカモラ陰性の確認又は種鶏場の衛生管理状況の確認 異常雑及び死亡雑の割合が基準以下であること | 種鶏場からのサルモネラ陰性証明 種鶏場からの衛生証明 異常雑及び死亡雑の割合 1% 以下 | 証明書の確認 証明書の確認 目視検査 | (陽性雑の導入禁止) 種鶏場の再検討 種鶏場の再検討 輸送業者の再検討 (異常鶏群の導入禁止) | 細菌検査 細菌検査 | 導入管理記録 | |
| | 輸送によるストレス | 「素雑の受け入れマニュアル」の遵守 適切な輸送方法 | 輸送時及び到着時の箱内が適切な環境である 温度 ~ 度, 湿度 ~ % 適当な輸送箱内羽数 (羽/m ²) 無理のない輸送時間 | 輸送時記録の確認 目視検査 | 輸送箱内羽数の再検討 輸送箱・方法の再検討 種鶏場の再検討 | 導入管理記録の確認 | 導入管理記録 | | |
| | 輸送車のサルモネラ汚染 | 「素雑の受け入れマニュアル」の遵守 輸送車内の洗浄・消毒済みの確認(雑積み込み前) 輸送箱の洗浄・消毒済みの確認(雑積み込み前) 輸送車の農場入場前後洗浄・消毒 輸送箱の洗浄・消毒(雑積み下し後) | 雑の積み込み前に輸送車内を洗浄・消毒 雑の積み込み前に輸送箱を洗浄・消毒 農場入り口に車両消毒施設の設置 搬入前の消毒液交換 適切な洗浄・消毒 マット等の焼却 | 消毒済み証の確認 消毒済み証の確認 目視検査 目視検査 | 輸送業者の再検討 輸送業者の再検討 洗浄・消毒方法の変更 消毒液の交換 再洗浄・再消毒 | 導入管理記録の確認 導入管理記録の確認 細菌検査 | 導入管理記録 導入管理記録 | | |

| 管理区分 | 作業工程 | 危害要因 | 防止措置 | CCP | 管理基準 | モニタリング方法 | 改善措置 | 検証方法 | 記録文書 |
|--------|-------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|----------------------------|----------------------|
| | 鼠・衛生害虫の駆除 | サルモネラの汚染 | 「衛生動物駆除マニュアル」の遵守 (参考) 【採卵養鶏場におけるサルモネラ対策指針】 (社)日本養鶏協会 P3~4 A サルモネラの侵入防止 3. サルモネラ媒介動物の防除 | | 鼠等が確認されない 駆除プログラム | 目視検査 | 再駆除 駆除プログラムの再検討 | 施設整備管理記録確認 | 施設整備管理記録 |
| | 従事者の衛生管理 | 従事者による汚染 | 「従事者の教育及び管理マニュアル」の遵守 清潔な履き物・作業着に着用 手指の洗浄・消毒 正しい知識の習得 (参考) 【採卵養鶏場におけるサルモネラ対策指針】 (社)日本養鶏協会 P4 A サルモネラの侵入防止 4. 人による伝播防止の対策の実行 | | 衛生管理プログラム 鶏舎毎に専用の履き物・作業着の着用 出入り時に手指の洗浄・消毒 衛生研修の受講 | 目視検査 目視検査 | 研修内容の再検討 洗浄・消毒基準の見直し | 導入管理記録の確認 導入管理記録の確認 | 導入管理記録 導入管理記録 |
| 育雛の管理 | 鶏舎の清掃・洗浄 | 鶏舎の汚染 器具器材の汚染 | 「洗浄・消毒マニュアル」の遵守 定期的な除糞・清掃 定期的な洗浄 | | 衛生害虫の発生がない 適切な洗浄 | 目視検査 目視検査 | 再清掃 再洗浄 | 目視検査 | 飼養管理記録 |
| | 健康チェック | 感染(の拡大) | 異常鶏の淘汰 | ccp 2 | 臨床的に異常がない | 目視検査 | 異常鶏の確認徹底 | 飼育管理記録の確認 病性鑑定 | 飼育管理記録 |
| | 薬剤等の投与 (抗菌性物質) | 疾病の発生 卵中の薬物残留 | 感受性抗菌性物質の適切な使用 出荷制限期間の遵守 使用基準等並びに獣医師の指示の遵守 | ccp 3 | 投与日時の記録と鶏舎の標示 | 目視検査 | 投与中止 記録, 標示の徹底 獣医師の指示の厳守 | 飼育管理記録の確認 | 飼育管理記録 |
| | (ワクチン) | 疾病の発生 投与によるストレス | 「健康管理マニュアル」の遵守 (参考) 【鶏病研究会報】29-4 | | ワクチンプログラム | 目視検査 | ワクチンプログラムの再検討 | 飼育管理記録の確認 抗体検査 | 飼育管理記録 |
| | (その他) | 腸内細菌叢の異常 健康不良 | CE剤の適切な使用 ビタミン剤の適切な使用 | | 投与プログラム | 目視検査 | 投与プログラムの再検討 | 飼育管理記録の確認 | 飼育管理記録 |
| | 雛のデビーク | ストレス | 適切なデビーク | | 適正な方法による実施 | 目視検査 | 管理マニュアルの見直し | 記録確認 | |
| 環境チェック | 異常環境によるストレス | 「健康管理マニュアル」の遵守 適切な飼養羽数 温湿度管理 換気量管理 | | 適切な飼養羽数 適切な温湿度 適切な換気量 | 目視検査 温湿度計での測定 官能検査 | 飼養羽数の再検討 温湿度の再調整 間器量の再調整 | 飼育管理記録の確認 | 飼育管理記録 | |

| 管理区分 | 作業工程 | 危害要因 | 防止措置 | CCP | 管理基準 | モニタリング方法 | 改善措置 | 検証方法 | 記録文書 |
|----------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------|--------------------------|----------------------|
| | 飼料搬入・保管・給与 | 飼料のサルモネラ汚染 | 「飼料受け入れマニュアル」の遵守 飼料のPCR陰性の確認又は 飼料会社の衛生管理状況の確認 | | 飼料会社からのサルモネラ陰性証明 飼料会社からの衛生証明 | 証明書の確認 " | 飼料購入先の再検討 | 飼育管理記録の確認 細菌検査 | 飼育管理記録 |
| | | | 「飼料保管・飼料給与マニュアル」の遵守 飼料の計画的な購入と適切な保管 | | 定期的な鼠等の駆除と防湿 飼料庫の定期的な清掃 | 目視検査 目視検査 官能検査 | 再駆除 保管場所の修繕等 変敗・汚染飼料の処分 | 施設整備管理記録確認 施設整備管理記録確認 | 施設整備管理記録 施設整備管理記録 |
| | | 卵中の薬物残留 | 適切な給餌 | | 正しい飼料の給与 | 目視検査 | 適正飼料の給与 (出荷延長) | 残留試験 | 飼育管理記録 |
| | 飲水給与 | 飲水の汚染 | 「健康管理マニュアル」の遵守 水道水の給与 井戸水の消毒 | | サルモネラ陰性 残留塩素濃度が0.1ppm以上 色・臭い・味に異常がない | 目視検査 官能検査 水質検査 | 飲水の再消毒 | 細菌検査 飼育管理記録の確認 | 飼育管理記録 |
| | 鼠・衛生害虫の駆除 | サルモネラの汚染 | 「衛生動物駆除マニュアル」の遵守 (参考) 【採卵養鶏場におけるサルモネラ対策指針】 (社)日本養鶏協会 P3～4 A サルモネラの侵入防止 3. サルモネラ媒介動物の防除 | | 鼠等が確認されない 駆除プログラム | 目視検査 | 再駆除 駆除プログラムの再検討 | 施設整備管理記録確認 | 施設整備管理記録 |
| 従事者の衛生管理 | 従事者による汚染 | 「従事者の教育及び管理マニュアル」の遵守 清潔な履き物・作業着に着用 手指の洗浄・消毒 正しい知識の習得 (参考) 【採卵養鶏場におけるサルモネラ対策指針】 (社)日本養鶏協会 P4 A サルモネラの侵入防止 4. 人による伝播防止の対策の実行 | | 衛生管理プログラム 鶏舎毎に専用の履き物・作業着の着用 出入り時に手指の洗浄・消毒 衛生研修の受講 | 目視検査 目視検査 | 研修内容の再検討 洗浄・消毒基準の見直し | 導入管理記録の確認 導入管理記録の確認 | 導入管理記録 導入管理記録 | |
| | 糞尿処理チェック | 糞便による汚染 | 堆肥化処理 | | 適正な堆肥化 | 目視検査 | 切り返し回数・水分調整等の改善 | 作業管理記録の確認 | 作業管理記録 |
| 採卵管理 | 鶏舎の清掃 | 鶏舎の汚染 器具器材の汚染 | 「洗浄・消毒マニュアル」の遵守 定期的な除糞・清掃 定期的な洗浄 | | 衛生害虫の発生がない 適切な洗浄 | 目視検査 目視検査 | 再清掃 再洗浄 | 目視検査 | 飼養管理記録 |

| 管理区分 | 作業工程 | 危害要因 | 防止措置 | CCP | 管理基準 | モニタリング方法 | 改善措置 | 検証方法 | 記録文書 |
|-----------|--------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------|------------------|------------------------------|------------------------|------------------|
| | 従事者の衛生管理 | 従事者による汚染 | 「従事者の教育及び管理マニュアル」の遵守 清潔な履き物・作業着に着用 手指の洗浄・消毒 正しい知識の習得 (参考) 【採卵養鶏場におけるサルモネラ対策指針】 (社)日本養鶏協会 P4 A サルモネラの侵入防止 4 人による伝播防止の対策の実行 | | 衛生管理プログラム 鶏舎毎に専用の履き物・作業着の着用 出入り時に手指の洗浄・消毒 衛生研修の受講 | 目視検査 目視検査 | 研修内容の再検討 洗浄・消毒基準の見直し | 導入管理記録の確認 導入管理記録の確認 | 導入管理記録 導入管理記録 |
| | 糞尿処理チェック | 糞便による汚染 | 堆肥化処理 | | 適正な堆肥化 | 目視検査 | 切り返し回数・水分調整等の改善 | 作業管理記録の確認 | 作業管理記録 |
| 鶏卵出荷 | 集卵 (作業者による集卵) (機械集卵) | トレイ・コンテナの汚染 | 「集卵マニュアル」の遵守 洗浄・消毒済器具の使用 | | 作業後の洗浄・消毒 | 目視検査 | 再洗浄・消毒 | 記録確認 | 鶏卵生産記録 |
| | | 作業者の汚染 | 手指の消毒 | | 作業前後の手指消毒 | 記録確認 | 再洗浄・消毒 | 記録確認 | 作業記録 |
| | | 集卵ベルトの汚染 | 定期的な点検、清掃 | | 始業終業点検 | 目視検査 | 重度な汚れの除去 | 細菌検査 | |
| | 不良卵の分別 | 鶏卵の交差汚染 | 「卵の分別マニュアル」の遵守 汚卵、破卵の除去 | | 正常卵の受け入れ | 目視検査 | 重度破卵は廃棄 | 記録確認 | |
| | 検卵 | 検卵器の汚染 | 「卵の分別マニュアル」の遵守 各器具の点検整備 | | 器具の定期点検 | 目視検査 | 再清掃整備 | 記録確認 | |
| | 洗卵 | 洗浄水の汚染 | 「洗卵マニュアル」の遵守 洗卵水の適正な温度・流量維持 (循環式の場合、洗卵水の交換) | | 洗卵水30度以上 定期的な交換 | 温度計、流水計、 目視検査 | 温度補正 換水間隔の補正 | 温度計 記録確認 | |
| | 重量選別 | 選別機器の汚染 | 「卵の分別マニュアル」の遵守 器具の定期点検、清掃、消毒 | | 器具の定期点検 | 目視検査 | 再清掃整備 | 記録確認 | |
| | 包装 | 包装場所の汚染 | 「卵の保管・出荷マニュアル」の遵守 整理整頓・定期的な清掃 | | 整理整頓・清掃 | 目視検査 | 再清掃 | 記録確認 | |
| | 保管 | 保管温度の上昇 長期間保管 | 「卵の保管・出荷マニュアル」の遵守 保管施設の適正温度維持 先入、先出の励行、定期的出荷 | CCP 5 CCP 5 | 16 以下(10 以下が望ましい) 保管期間 1 日以内 | 室温測定 記録確認 | (加工用に用途変更) (加工用に用途変更) | 温度計 記録確認 | |
| 鼠・衛生害虫の駆除 | サルモネラの汚染 | 「衛生動物駆除マニュアル」の遵守 | | 鼠等が確認されない 駆除プログラム | 目視検査 | 再駆除 | 施設整備管理記録確認 | 施設整備管理記録 | |

| 管理区分 | 作業工程 | 危害要因 | 防止措置 | CCP | 管理基準 | モニタリング方法 | 改善措置 | 検証方法 | 記録文書 |
|------|----------|----------|---------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------|----------|---------|-----------|--------|
| | 従事者の衛生管理 | 従事者による汚染 | 「従事者の教育及び管理マニュアル」の遵守 清潔な履き物・作業着に着用 手指の洗浄・消毒 正しい知識の習得 | | 衛生管理プログラム 洗卵選別場所毎に専用の履き物・作業着の着用 出入り時に手指の洗浄・消毒 衛生研修の受講 | 目視検査 | 研修内容の検討 | 導入管理記録の確認 | 導入管理記録 |

C C P 整 理 表

(採卵鶏)

| | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------|
| CCP No. | CCP1 | | | |
| 段階 / 工程 | 導入 / 鶏舎の洗浄・消毒 | | | |
| 危 害 | サルモネラ | | | |
| 危害の要因 | 鶏舎等の汚染 <ol style="list-style-type: none"> 1 鶏舎内外の消毒不足 2 器具の消毒不足 3 消毒薬の噴霧不足 4 清掃不足 5 乾燥不足 | | | |
| 防止措置 | 「洗浄・消毒マニュアル」の遵守 | | | |
| 管理基準 | 消毒完了後鶏舎等からサルモネラが検出されないこと。 1 残餌、鶏糞、その他の粗大ゴミ類を鶏舎外に搬出する。 2 高圧水等を用いて洗浄する。洗浄水の量は 3.3㎡あたり20 l 以上を使用する 3 汚染の著しい床面等は、汚れ目がなくなるまでブラシ等で擦り洗いする。 4 消毒薬は 3.3㎡あたり3～5 l とする。 5 消毒は、少なくとも2回以上行う。 6 ウインドウレス鶏舎など密閉可能な鶏舎では、仕上げの消毒剤としてホルマリン薫蒸ないし、噴霧消毒を行う。 (SE汚染鶏舎の場合は、蒸気加温ホルマリン(約30ml/m ³)噴霧消毒(60分)が望ましい。) | | | |
| モニタリング方法・頻度 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 動力噴霧機の圧力確認 2 消毒薬剤の確認 3 消毒液の濃度確認 4 洗浄・消毒日時の確認 5 清浄度の目視検査 (洗浄・消毒チェック表による) </td> <td style="width: 10%; border: none; text-align: center; vertical-align: middle;">} :</td> <td style="width: 50%; border: none;"> 頻度：洗浄・消毒毎 清浄度の細菌検査：約4回/年 </td> </tr> </table> | <ol style="list-style-type: none"> 1 動力噴霧機の圧力確認 2 消毒薬剤の確認 3 消毒液の濃度確認 4 洗浄・消毒日時の確認 5 清浄度の目視検査 (洗浄・消毒チェック表による) | } : | 頻度：洗浄・消毒毎 清浄度の細菌検査：約4回/年 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 動力噴霧機の圧力確認 2 消毒薬剤の確認 3 消毒液の濃度確認 4 洗浄・消毒日時の確認 5 清浄度の目視検査 (洗浄・消毒チェック表による) | } : | 頻度：洗浄・消毒毎 清浄度の細菌検査：約4回/年 | | |
| 改善措置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 再水洗 2 再消毒 3 再乾燥 | | | |
| 検証方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 洗浄・消毒チェック表の確認 2 施設設備管理記録の確認 3 細菌(サルモネラ)検査(約4回/年) | | | |
| 記録文書名と記録内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 洗浄・消毒チェック表 2 施設設備管理記録 | | | |

C C P 整 理 表

(採卵鶏)

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CCP No. | CCP 2 |
| 段階 / 工程 | 育雛 / 雛の健康チェック |
| 危 害 | サルモネラの汚染 |
| 危害の要因 | 異常鶏による感染の拡大 サルモネラ汚染鶏の持ち込み |
| 防止措置 | 異常鶏の早期発見、淘汰 |
| 管理基準 | 臨床的に異常がない 1 異常鶏を 1 回 / 日以上淘汰 (臨床的に異常がない) 2 尻汚れ等が見られる鶏を 1 回 / 日以上淘汰 (下痢便が見られない) 3 発育不良鶏を 1 回 / 日以上淘汰 (鶏種別発育標準に準じる) 4 死亡・淘汰羽数 (死亡率) は基準以下 |
| モニタリング方法 頻度 | 目視検査・臨床検査 頻度: 1 回 / 日以上 |
| 改善措置 | 1 異常鶏群の確認徹底 2 獣医師の指示の遵守 |
| 検証方法 | 1 飼育管理チェック表の確認 2 飼養管理記録の確認 3 環境の細菌検査 |
| 記録文書名と 記録内容 | 1 飼育管理チェック表 2 飼育管理記録 |

C C P 整 理 表

(採卵鶏)

| | |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CCP No. | CCP3 |
| 段階 / 工程 | 育雛 / 薬剤等の投与 (抗菌性物質) |
| 危 害 | 抗菌性物質の残留 |
| 危害の要因 | 不適切な投与による鶏卵中の抗菌性物質残留 |
| 防止措置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 感受性抗菌性物質の適切な投与 2 使用基準等並びに獣医師の指示の遵守 3 出荷制限期間の遵守 |
| 管理基準 | 投与日時の記録と鶏舎の標示 <ol style="list-style-type: none"> 1 獣医師の指示に基づく投与プログラムを遵守し、投与する。 2 投与した場合は、管理記録に記録し、鶏舎に投与した旨及び出荷制限期間を標示する。 3 投与プログラムに基づく出荷制限期間を遵守する。 |
| モニタリング方法 頻度 | 目視検査 投与羽数、投与日齢、投与方法の確認し、鶏舎に標示 (飼育管理チェック表による) 頻度：接種(投与)時 |
| 改善措置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 投与の中止・出荷の延期・出荷制限期間の確認遵守 2 記録・標示の徹底 3 獣医師の指示の遵守 |
| 検証方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 残留検査 2 飼育管理チェック表の確認 3 飼育管理記録の確認 |
| 記録文書名と 記録内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 飼育管理チェック表 2 飼育管理記録 |

C C P 整 理 表

(採卵鶏)

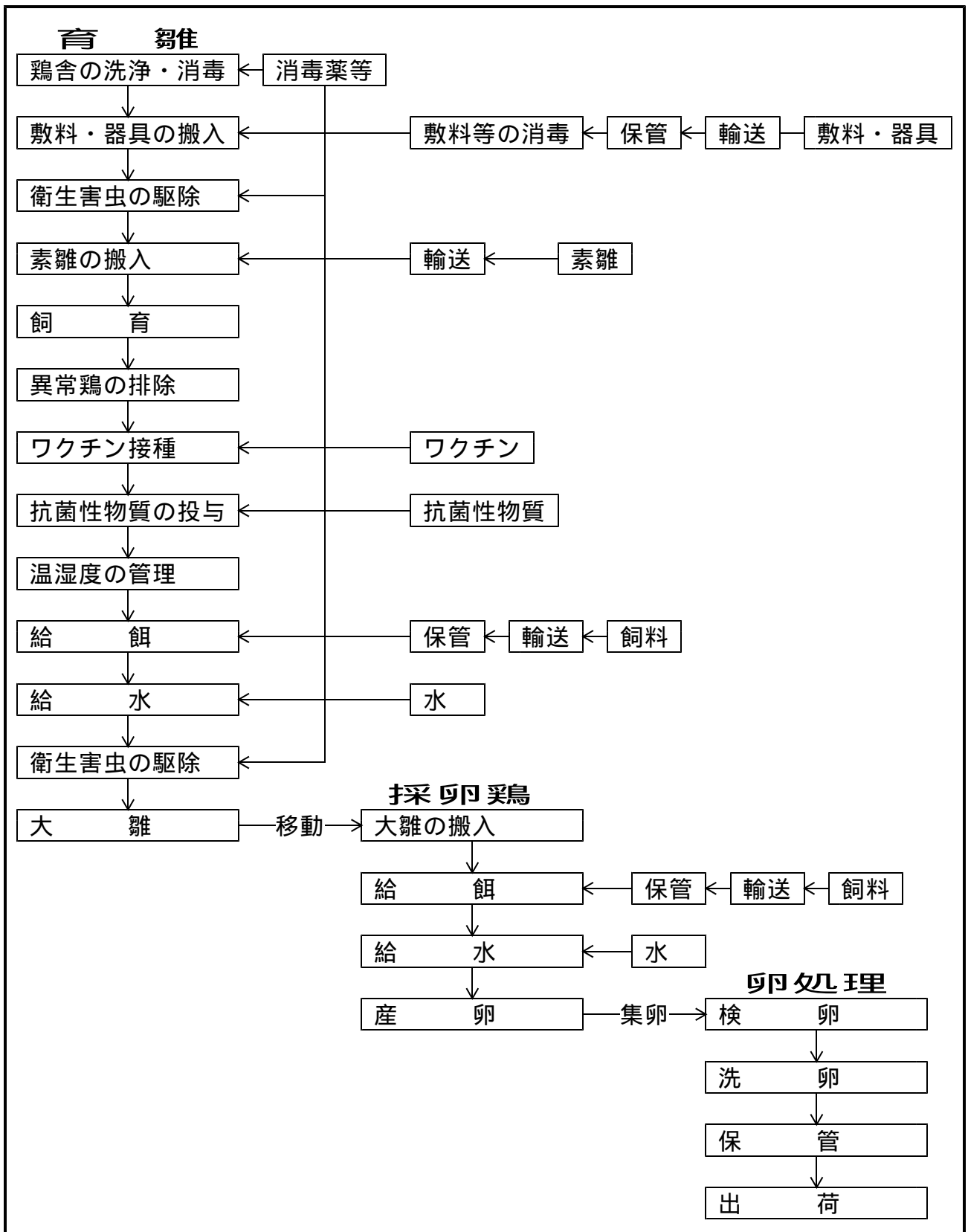
| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CCP No. | CCP4 |
| 段階 / 工程 | 採卵鶏 / 鶏の健康チェック |
| 危 害 | サルモネラの汚染 |
| 危害の要因 | 異常鶏による感染の拡大 |
| 防止措置 | 異常鶏の早期発見、淘汰 |
| 管理基準 | <p>臨床的に異常がない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異常鶏を1回 / 日以上淘汰 (臨床的に異常がない) 2 尻汚れ等が見られる鶏を1回 / 日以上淘汰 (下痢便が見られない) 3 発育不良鶏を1回 / 日以上淘汰 (鶏種別発育標準に準じる) 4 死亡・淘汰羽数 (死亡率) は基準以下 |
| モニタリング方法 頻度 | <p>目視検査・臨床検査 :</p> <p>頻度 : 1回 / 日以上</p> |
| 改善措置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 異常鶏群の確認徹底 2 獣医師の指示の遵守 <p>サルモネラ検査陽性鶏群の早期淘汰、更新 (加熱調理用に用途変更)</p> |
| 検証方法 | <p>飼養管理記録の確認</p> <p>病性鑑定 (細菌検査の実施)</p> |
| 記録文書名と 記録内容 | 飼育管理記録 |

C C P 整 理 表

(採卵鶏)

| | |
|----------------|------------------------------------------|
| CCP No. | CCP5 |
| 段階 / 工程 | 鶏卵出荷 / 保管 |
| 危 害 | サルモネラ |
| 危害の要因 | 保管温度の上昇 長期間保管 |
| 防止措置 | 「卵の保管・出荷マニュアル」の遵守 保管の適正温度維持 |
| 管理基準 | 保存温度：16 以下（10 以下が望ましい） 保管期間：1日以内 |
| モニタリング方法 頻度 | 室温測定 ：実施の都度 記録確認 |
| 改善措置 | 室温管理の再調整（加工用に用途変更） 出荷計画の見直し（加工用に用途変更） |
| 検証方法 | 保管記録の確認 |
| 記録文書名と 記録内容 | 月別・年次記録表（室温記録） （室温のチェック・保管日時をチェック） |

採卵鶏におけるフローダイアグラム（生産工程一覽図）



危害特性要因図（採卵鶏の例）

